

令和5年度 第2回 徳島県障がい者自立支援協議会 議事概要

1 日 時

令和6年3月11日（月）午前10時00分から正午まで

2 場 所

徳島県立総合福祉センター301会議室

3 出席者

(1) 委 員（50音順）

川島成太 委員

佐河勇氣 委員

島義雄 委員

高田逸雄 委員

林徳太郎 委員

堀本孝博 委員(副会長)

森泉摩州子 委員(会長)

(2) 関係部局及び事務局

障がい福祉課3名、発達障がい者総合支援センター2名、健康づくり課1名、南部総合県民局1名、西部総合県民局1名、特別支援教育課1名、障がい者相談支援センター3名

4 次 第

(1) 開 会

(2) 挨拶 障がい福祉課長

(3) 議 事

① 徳島県障がい者施策基本計画（令和6年度～令和11年度）について

② 地域自立支援協議会推進部会の開催状況について

③ 行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議の開催状況について

④ その他

ア 市町村困難事例サポートチーム現場派遣事業について

イ その他

(4) 閉 会

【配付資料】

資料1 徳島県障がい者施策基本計画（案）について

資料2 令和5年度第2回地域自立支援協議会推進部会開催状況報告

資料3 令和5年度行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議報告

資料4 行動障がいがある障がい者（児）支援検討会議提言進捗状況

資料5 市町村困難事例サポートチーム現場派遣事業のご案内

5 議事概要

<議事1 人材育成部会の状況について>

(会長)

それでは、議事1「徳島県障がい者施策基本計画（案）」について、事務局から説明をお願いします。

※事務局から資料1により説明

(会長)

ありがとうございました。それでは、今御説明いただいた件について御質問、御意見がございましたらお願いします。

(委員)

資料65ページの(3)「ア 地域生活支援拠点等の整備」について、設置市町村の数が、令和4年度が11で令和8年度目標が全市町村となっていますけれども、市町村によっては、地域生活支援拠点の設置というのは努力目標なのでまだ検討していない、というところもあります。しかし、この資料を見る限り令和8年度には全市町村に設置されるということでしょうか。

(事務局)

御質問ありがとうございます。地域生活支援拠点等につきましては、昨年8月の第1回会議でも御質問いただいたところでございますが、この基本計画におきまして、県として令和8年度までに全市町村に設置するという目標を掲げております。設置は市町村の努力義務となっておりますので、全市町村が設置できるよう会議などいろいろな場を通じまして、整備状況の共有や意見交換を行いまして後方支援を行っていきたいと考えております。

(委員)

私たちは障がい者の団体ですが、役場に行って地域生活支援拠点はどうなっていますかと尋ねると「検討中です。」という答えが返ってくる。この目標のとおり市町村がやってくれるのであれば非常にいいのですが、ただ、努力目標と言われると少しつらいなあという気がしたので伺いました。

(会長)

引き続き市町村への働きかけをよろしくお願いします。ほかに御意見等ございませんか。

(委員)

一点確認ですが資料68ページの(6)「相談支援体制の充実・強化等」のところ、基幹相談支援センターの設置が令和4年度末で3となっています。名西郡と鳴門市の2か所だと思いますが、3か所目がどこにあるのでしょうか。

(事務局)

この表の国の指針欄にも書かれていますとおり、基幹相談支援センターにつきましては複数市町村による共同設置可となっておりますので、名西郡の神山町・石井町と鳴門市を合わせて3市町村ということになります。

(委員)

ありがとうございます。それからこれはお願いですが、資料56ページの(2)「保育、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」のところ、2番目に書かれている「障がい児の早期発見・支援及び健全な育成を進める」ということについては、市町村の障がい児支援の担当部局が、子育て支援の担当部局や保健医療の担当部局との連携体制を確保すること、3番目に書かれている学校や障がい児通所支援事業所等、就労移行支援事業所、そういった福祉サービス等を提供する事業所が緊密な連携を図るとともに、教育委員会との連携体制を確保するということが書かれています。障がいのある子どもさんへの支援というのは、県内どこの地域でも恐らく増えていると思います。資料の中の障がい福祉サービス等の見込量でも、障がい児については少し右肩上がりになっていると思います。当然、福祉だけでということではなく、ライフステージの中の、18歳という社会へ出る直前までの支援を見通す上で、様々な大人、いわゆる関係機関が連携するということは、そこから自分で生きていけるように考えていく上で非常に大事だと思います。

現場レベルでは連携できたとしても、障がい福祉や教育といった大きなカテゴリーでの連携をしっかりを見せていただいて、それぞれの地域で連携がうまく進むようなバックアップをしていただくことが当然必要だと思いますし、そういった指示、声かけが必要ではないかと日頃から感じております。資料に書かれているように、連携体制を確保するということを具体化していただいて、この計画の期間中に実践の中に落とし込んでいただけたらという希望を持っております。

併せて資料57ページには、その中でも特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備について書かれています。強度行動障がいに関しては、特別な支援を必要とする児童、大人も含めてですが、やはりそれに特化した、見識を持った専門的な人材が本当に必要だと思っています。人材育成が特に大事なキーワードになってくるので、この計画の中でもいろいろと仕掛けをしていただいているところだろうと思いますが、是非、見通しを持った人材育成に努めていただければありがたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。連携や人材育成など、ひとつひとつ県が計画的に行ってほしいということですが、これについて事務局、いかがでしょうか。

(事務局)

貴重な御意見、ありがとうございます。障がい児の支援については、生まれたときからライフステージに応じた、切れ目のない支援をそれぞれの機関が連携しながらやっていかなければならないことは重々承知しております。児童相談所であるとか、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等との連携、教育委員会や学校とも連携し、学齢期を過ぎれば障がい福祉サービス事業所との連携ということで、切れ目なくライフステージに応じたサービスが提供できるように、今後、関係機関と密接に連携を取れる体制づくりをしていかなければならないと考えております。

人材育成についてですが、これが最も大きな課題であると感じております。強度行動障がいへの対応であるとか、医療的ケア児への対応であるとか、複雑多様化しております。人材育成、人材確保について見通しがとても立てづらくなっております。ひとつの機関だけでは困難であろうかと思っておりますので、関係機関の御意見をお伺いしながら、どうすればよいか一緒に考えていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。

(副会長)

能登半島で大きな災害があったということもありますが、特に福祉避難所の問題について、あれだけ大きな災害になったときに機能するかどうかということは、大変難しい問題があるかと思えます。福祉避難所の運営について、訓練をしているという施設のことがかなり前に新聞に掲載されていました。資料の28ページに書かれている「災害時障がい者支援ハンドブック」、これを配るだけではやはりいざというときの支援は難しいのではないかと思います。一般的に行われている避難訓練のように、福祉避難所を開設する施設に対して、定期的な訓練を年1回でも2回でも行うと、言うことを県として求めていってほしいので、今後検討していただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。福祉避難所の設置と運営は市町村が行うことになっております。また、それぞれの障がい者の方の個別避難計画についても市町村が行っておりますので、県としてその後方支援ができるように考えていきたいと思っております。福祉避難所における訓練につきましては、市町村で行っているところがあると伺っておりますので、地域の自主防災組織などと連携して、個別の障がい者の方に応じた避難を周りがどうしていくか、というところを考えていくことが重要ではないかと思いますので、県としてそのための後方支援、情報提供を進めて参りたいと思えます。能登半島地震を踏まえて、これから対応をいろいろと考えていくところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。これから対応を考えるということですので、現場の皆さんの御意見なども伺いながら進めていただきたいと思います。

私の方からも一点、資料15ページの障害者差別解消法についてのところですが、改正されたこの法律が今年(令和6年)4月から施行されるということですので、もちろん周知、広報ということはしていただくのですが、例えば地域移行ですね、これも今、大きな課題として国は取り組んでいると思えますが、障がい者の方が、いざ民間でアパートを借りるとなると、やはり拒否されるという事例が全国でなかなか減らない。自立したいけれどアパートが借りられない、というような話になってしまう。改正差別解消法が施行されるということもありますので、このあたりを御理解いただくように引き続き広報、周知を進めていただければと思います。お願いというかこれは要望です。よろしくお願いいたします。

(委員)

資料66ページの(4)「福祉施設から一般就労への移行」というところの実績と目標値を見せてもらいましたが、B型事業所から一般就労へ移行した方が10人もいるということに驚いたというか、これだけいるのだなと思ったのですが、自分が働いている病院でB型事業所から一般就労へ、というのはなかなか難しい。年金をもらっているから働かなくてもいいという患者さんもいらっしゃるのです。そのような現状の中で、仕事のやりがいなどを伝えていくことで、令和8年度に12人という目標が達成できるようなサポートができればいいなと感じました。

(会長)

ありがとうございます。この10人の方も、もちろん御本人の力、それから周りのサポートがあったと思えます。事務局から何か補足等があればお願いします。

(事務局)

この数字は、市町村からの数字を積み上げたものですが、周りの方のサポート、事業所の方のサポートが非常に大きいと思います。今後とも目標が達成できるよう、連携をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。この計画案についてはこれでよろしいでしょうか。

【異議なし】

<議事2 地域自立支援協議会推進部会の開催状況について>

(会長)

では、続きまして議事2「地域自立支援協議会推進部会の開催状況について」、事務局から報告をお願いします。

※事務局から資料2により説明

(会長)

ありがとうございました。これについて、何か補足や御意見等ありましたらお願いします。

(副会長)

地域自立支援協議会推進部会が設置されたのは平成22年度ということで、設置からかなりの年月が経過しております。当初は、地域の自立支援協議会の立ち上げ、それからその運営等について検討していこうという目的であったという記憶がございます。現在、共同設置もありますが、一応全市町村に協議会が設置されており、そのような状況の中で推進部会を今後どうしていくのか、どう進めていくのかという意見が委員からありました。事務局からも、一度体制をリニューアルした方が地域の課題を全体会議に上げていくためにはいいのではないかという提案がありましたので、その方向で検討しております。

(会長)

ありがとうございます。設置から十数年が経過して、市町村の自立支援協議会等があって、そこからの御意見を地域自立支援協議会推進部会が吸い上げて、更にこの全体会議でも共有するという流れになっていると思います。地域の御意見が具体的に地域課題としてスムーズに上がってきて協議できれば、リニューアルするという事は問題ないと思います。よろしく願いします。他に何か御意見はございますか。

(委員)

行動障がいのある障がい者児支援検討会議の報告の中で、県が実施しているフォローアップ研修について回数を増やすなどの対応をしているということですが、現在、何回ぐらい開催されているのかなど教えていただけたらと思います。

(事務局)

今年度は4回開催しております。各回30人程度で、実際に現場で強度行動障がいのある方の支援に携わっている方に御参加いただいております。具体的に事例を挙げていただいて、氷山モデル

などを使って、専門家の御意見を頂いたり、参加者同士が意見を交換したりする場となっております。

(会長)

ありがとうございます。参加者が減っているというのは、各事業所が職員を派遣しづらい、主任やリーダーの方が研修を受ければそれでいいと思っているところもあるかもしれませんが、なかなか業務があって出しにくいというのが現実なのかなとは思っています。

(事務局)

補足いたしますと、今年度は従来の事例検討会を拡充いたしまして、第2回から第4回は3回シリーズで冰山モデルを使った事例検討を行うという内容で実施しました。やはり、研修を続けて受けることで現場に持って帰っていただくものができた方がいい、ということで3回シリーズにしましたが、逆に3回続けて出席できる方が多くないというのも参加者が少ないことの要因になっているかもしれません。内容的にはより現場で活かせる研修にしたいと思い、いろいろと御意見を伺いながら工夫をしているところです。

(会長)

ありがとうございます。身になる、中身のある研修内容を御検討いただければと思います。この議題について、特に御意見はございませんか。

【異議なし】

<議事3 行動障がいのある障がい者（児）支援検討会議の開催状況について>

(会長)

では、次の議事3に移りたいと思います。「行動障がいのある障がい者（児）支援検討会議の開催状況について」事務局から報告をお願いします。

※事務局から資料3、4により報告

(会長)

ありがとうございました。ひとつひとつの課題が重いなと感じました。それから、提言に対する各市町村の取組がわかりやすくなっていると思います。

この検討会議について、何か補足や御意見等ありますか。

(委員)

先ほどの基本計画の中にもあった基幹相談支援センターの設置について、現在設置されているのは鳴門市と名西郡のみで、この報告書では多くの市町村が検討中となっています。令和8年度に全市町村に設置という目標に対して、前向きなところとそうでないところがあると思います。県としてどのような感触を持っているかお聞かせください。

(事務局)

御質問ありがとうございます。基幹相談支援センターの設置が努力義務化されるということもあり、必要性は更に高まっていると思いますが、県として現状の認識としましては、障がい者等の方

々が希望する暮らしをするためには、意思決定を支援しつつ置かれている環境や御家族の状況を踏まえて、福祉に関する問題やサービス利用に関する助言や支援等を行う相談支援は大変重要だと考えています。相談支援事業所の方々の負担が大きいことも重々認識しております。相談支援専門員の皆様は障がい者の方に直接寄り添い、地域生活を支えていただいています。県としましては、地域の相談支援体制強化のため、中核的存在である基幹相談支援センターの設置促進、機能充実が必要と考えておりますので、繰り返しになりますが市町村との連携や情報共有を図り、他の都道府県の先進事例なども共有しながら、早期の設置に向けて後方支援してまいりたいと思っております。

(委員)

ありがとうございます。実施主体はあくまで市町村ですが、県として各圏域の自立支援協議会へ足を運んでいただいて、今おっしゃっていただいたことをお示しいただくことで設置に向けての機運も盛り上がってくると思います。よろしくをお願いします。

(会長)

ありがとうございました。基幹相談支援センターの設置の促進のところについて、市町村がおっしゃりたいのは、地域の課題については自立支援協議会で検討して情報共有も行っている、それ以上のことは人員や予算のこともあって難しい、地域課題の検討は自立支援協議会でできているじゃないか、ということだと思います。そのあたりを県が、市町村も含めてですが、上手にくみ取れば、具体的に何が課題なのかということが見えてくると思います。基幹相談支援センターを設置している市町村がどう進んでいっているか、どんなメリットがあるかということをお示しを県がうまく情報発信していただければと思います。他に御意見はございますか。

(委員)

障がい者の保護者が病気になったときや亡くなったときなど、緊急時の受入れをどこにお願いしたらいいのかということです。相談支援事業所はあまり動いてくれない、地域生活支援拠点は検中でまだ設置されていない、緊急時に受け入れてもらえるところがないということが一番の課題だと思います。住んでいる市町村に地域生活支援拠点を設置されていない場合、受入れはできないということになりますか。

それと障がい児の受入れをしている入所施設についても教えてください。

(事務局)

御質問ありがとうございます。地域生活支援拠点等の設置ができていない市町村では緊急時の受入れが難しいのではないかと御指摘もあります。設置済みの市町村では緊急受入れのスキームが確立しているというところはあると思いますが、設置できていない市町村につきましても相談支援専門員の方々などの協力によって受入れを行っています。ですが、地域生活支援拠点等の整備を行うことにより受入れもよりスムーズになると思います。先ほど申し上げたように、地域生活支援拠点等の整備につきましても基幹相談支援センターと同様に市町村の努力義務化されますので設置に向けてあらゆる機会を捉えて後方支援を行ってまいりたいと考えております。

(事務局)

障がい児の入所施設ですが、福祉型が3か所ありまして、徳島市は未来、西部は池田学園、南部にはばんそう S & S があります。医療型の入所施設としましては徳島病院、東徳島医療センター、ひのみね医療療育センターがあります。

(委員)

ありがとうございます。地域生活支援拠点が設置されていない市町村の方の緊急受入れが難しいということですが、設置されていない市町村は、緊急受入れについてお金を出せないということになって、受け入れてもらえないのではないですか。

(事務局)

地域生活支援拠点等につきましては、緊急時の受入れなどについてのスキーム、枠組みです。施設入所などの障がい福祉サービスの利用料金は発生しますが、特別に費用が発生するといったことはありません。

(会長)

ショートステイと同じような考え方ということでよろしいでしょうか。

(事務局)

施設に対しては、他の障がい福祉サービスと同じように短期入所という形で報酬が支払われています。地域生活支援拠点等があってもなくても同じです。

(委員)

緊急の受入れが必要になったときに、受け入れてくれる施設があれば、市町村から短期入所についてサービスの支給決定されていなくても大丈夫ということですね。

(副会長)

支給決定は必要ですが、緊急の場合も多い。市町村に対して、後日申請し、遡って支給決定を受けるということも十分あります。

(会長)

ありがとうございます。地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターというのは御本人や御家族にとって分かりづらいということですね。どう違うのか、緊急時の受入れについてもどうしたらいいのか。相談支援事業所からも、こういった仕組みがあるということを常に伝えていただく、県からも発信していただいて御本人や御家族にしっかり理解していただくことが、地域生活支援拠点等や基幹相談支援センターの設置が進んでいくための方策のひとつではないかと思います。

資料3にありますように、緊急時はショートステイで対応するということが今のところ多いと思いますが、行動障がいのある方については、やはり事前に登録したり、状況を説明したりしておくにより円滑に受入れが進む、ということをお伝えする必要があるのではないかと思います。なかなか受入れが進まない、解決に向かっていかないという御意見については、各事業者も含めてしっかり対応をお願いしたいと思います。

ほかに何かございませんか。

(委員)

ありがとうございます。資料4にあります相談支援を中心とした地域づくりということについて、地域の中では、相談支援が対応しなければ障がい福祉サービスを受けられないという状況にありますし、市町村自体が相談支援事業を実施しなければならないという状況にあります。実質的に障がい児者を取り巻く状況については相談支援が中心になるというのはそのとおりだと思いますが、相談支援の充実を考えたとき、やはりそのために地域の自立支援協議会とこの県の自立支援協議会があるのだろうと思います。ローカルエリアで起こった問題をしっかりとローカルで解決していきますが、県下全域的な問題となった場合には、県の協議会は広域的な支援を担うという立場に

あるので、県と地域、この2つの協議会が相談支援を中心としてしっかり動いていくことが大事だと思います。

この資料のアンケート結果を市町村に返していただくと、市町村は「こんな話がありました。」と相談支援に持ってきます。相談支援の側からすれば、これをまた我々がやらなくてはいけないのかという感じになる。県内の委託相談支援事業所を中心に必死にやっていますが、あれもこれもしなくてはならないという状況になって、抱え込みやすい状況にあるということをおっしゃっていただきたいと思います。そうならないように仕組みをどうするのかということがあって、先ほど地域自立支援協議会推進部会の報告の中の推進部会のあり方をどうするのかということ、つまり地域の協議会の課題をどう吸い上げて、この県の協議会へと上げていくかということが大事だという話になりますし、地域の中でそれをしっかり支える立場として基幹相談支援センターの必要性につながっていくのだろうと思います。そういった感じで回していかないと、回答して終わり、聞いて終わりということになったのでは、我々が現場で問題を抱えている利用者、御家族の方と対峙した時にそれでは終わらない、モヤモヤとした気持ちを持ち続けることになる。すぐに解決できなかったとしても、解決に向けて進んでいるという実感は大事だと思います。そういった意味でこの協議会という機能のエンジンをしっかり回すということを進めていただきたいというのがひとつです。

次に、障がい福祉サービスについて、資料3、4にありますように行動障がいがある方については、問題行動が出ると学校に通えないということがあります。バスに乗ってもらっては困る、じゃあ学校に行かなくていいのか、という話はあちこちに転がっています。しかし、教育を受ける権利ということを考えると、それをどう保障するのかということは、福祉だけではなく、関係者がどう考えてどう実践するのかということだと思います。資料ではタクシーを使うといった具体的な解決策が出されているところもありますが、個別的には難しいところがあります。そういったところの声を拾い上げてどうするのかということを検討していただきたいと思います。

それと、意識啓発のところ、最近、地域で不登校の子どもさんが非常に多いという実感があります。県内でも非常に多くなっているのではと推測します。障がいということだけではなくメンタル不調を抱えている子どもたちは非常に多いという印象の中で、啓発ということに絡めていくと、この資料にある精神障がいだけでなく、それも含めた幅広い啓発活動というのはしたほうがいいということは関係者の中にも出ています。

ただ、我々が学校の中へどう入っていくのかということ、学校から必要のないことを言われても困ると言われるとこれもまた困る、でも実際モヤモヤしている子どもさんがいる。そういった点で意識啓発は大人の話だけではなく、18歳未満の未成年の子どもたちに対して正しく理解する機会を作っていけたらいいとなったときに、地域の中では教育委員会の理解や支援も必要ではないかと思いました。

最後に、先ほどから話に出ている地域生活支援拠点等については、コーディネーターという仕組みがあって、関東など先進地域では、コーディネーターが緊急時の受け入れのマネジメントをしっかりとやるということに動いています。今回の報酬改定でもこの地域生活支援拠点コーディネーターの役割が位置付けられて、評価するということが出されています。地域生活支援拠点等については市町村も「設置しなくてはと思っているが…」というのが実際のところだと思います。ショートステイで受け入れてくれるのであればそれでいいのですが、やはり地域生活支援拠点等は、障がいの特性が強いためにスムーズな受け入れが難しい方々を対象として想定しているだろうというところで、施設側の備えと、我々地域がそういった方々をどうやって事前に把握しておくかという備えの両面があると思います。整備を進めていくに当たっては、その都度、県から進捗状況の確認をしていただきたい。先ほど委員から御発言があったように、当事者の親として、いざという時どうするかということは、災害と同じカテゴリーだと思いますので市町村に対して働きかけをしていただきたいです。

(会長)

ありがとうございました。本当に現場の声そのものだと思います。この協議会は、地域の声を徳島県全体で考えなければならないということで、県の皆さんとお話させていただいています。このアンケート結果もそうですが、この結果を基に実際どう動かしていくのかということについて、県の皆さんの知恵をお借りしなければならないと思っています。よろしくお願いします。今の御意見に対して事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

御意見ありがとうございます。やはり徳島県においても不登校の児童は増えている現状です。人権教育の視点からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに御協力いただきながらいろいろな取組を進めており、特別支援教育の視点からも様々な取組を進めております。教育だけではなかなか解決できないような複雑な事情を抱えている子どもさんもいらっしゃいます。様々に連携を深めていかなければならないという課題については我々も認識しておりますので、福祉、それから事務局間でも連携を取りながら更に取組を進めてまいりたいと思います。

先ほどの委員のお話に関連して、資料の中に「タクシー券を利用して送迎」ということが書かれておりますが、少し訂正させていただきます。県としては阿南支援学校日和佐分校で委託契約による介護タクシー1台を毎日スクールタクシーとして運行しております、朝夕の通学を保障しております。現在6名が利用しています。

(会長)

ありがとうございます。他に御意見はございますか。

(副会長)

行動障がいのある方についての課題、これは本当に古くて新しい、今後も続いていく大きな課題だと思っています。特にショートステイの問題であったり、在宅での行動援護の問題であったり、今後も議論になっていくかと思えます。やはりこの提言を含めて今後どうなっていくのか、どうしていくのかということが続けて議論していく必要があると思えます。声を上げていくことが、特に行動障がいのある方の支援について必要だと考えておりますので、今後ともよろしく願います。

(会長)

ありがとうございます。本当に日々生活していく、生きていくために重要なひとつひとつの課題だと思っています。よろしく願います。他に御意見はございますか。

(委員)

障がいのある子どもの親は非常に孤立しています。子どもがパニックになったとき、暴力を振るわれてトイレに逃げ込む、通所先で職員さんに暴力を振るうこともある。そういった状況で、親が亡くなったときなど緊急時に誰が見てくれるのだろうかということがあります。親亡き後、どうするのかということが非常に大きな課題となっています。それから、各施設に対しては、支援の方法についていろいろサポートがあるようですが、保護者に対しても研修会のようなものがあればと思います。こんなときどうしたらいいのか、実際、保護者は子どもと一緒にどこかへ行ってしまおうかという思いになるぐらい非常に孤立していますので、保護者への支援を是非御検討いただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。今の御意見にありました保護者に対しての支援、プログラムや研修会といったことを考えていただければと思います。保護者に対する支援はありますか？

(事務局)

保護者への支援ですが、当事者団体を通じて委託事業を行っており、そちらの方でも実施していただいております。よろしく願いいたします。

(会長)

県からの後方支援についてもよろしく願いします。

<議事4 その他 ①市町村困難事例サポートチーム現場派遣事業について>

(会長)

それでは議事4「その他」に移りたいと思います。「市町村困難事例サポートチーム現場派遣事業について」徳島県発達障がい者総合支援センターから御説明をお願いします。

※事務局から資料5により説明

(事務局)

これまでの経緯といたしましては、先ほど資料2でも少しお話も出ておりましたが、令和4年度に強度行動障がい等サポートチーム現場派遣事業を開催し、事例検討の手法を用いた検討会を、ひのみね医療療育センターを中心に御協力、御指導いただきながら、試行的に南部I圏域において3回実施いたしました。近年、複雑多岐にわたる困難事例が増加していることを鑑み、今年度は幅広く支援を強化することとし、強度行動障がい限定することなくチームを派遣することとし、事業名を市町村困難事例サポートチーム現場派遣事業に変更し、実施の対象も名西、板野と他圏域へも拡大し、先ほど御質問もございましたが、時には保護者も交えながら合計4回実施したところでございます。

これまでの成果といたしましては、強度行動障がいの対応は一度の介入で改善されるものではないですが、事業所職員の不安や辛さを共有し、支え合うことができる、市町村職員が参加することで地域課題として共有することができる、関係機関同士の連携強化につながるなど、肯定的なフィードバックが多くございました。これまでの成果やお声を受けまして、来年度から本格実施に向け全県的に派遣を行うこととし、新年度予算を計上いたしております。本日まさしく今県議会において議決されようとしているところでございますので、可決されましたらすぐに取り組んでいけるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

ただいま説明いたしました内容については、先月から順次各地域の自立支援協議会の会議におきまして、既に当センター職員から御説明をさせていただいているところでございまして、残る徳島市が今月21日の予定となっておりますことを御報告いたします。なお、来年度からは強度行動障がいへの対応強化として、発達障がい者総合支援センターに広域的支援人材を設置することとしており、当センターにおいては、これまでも中心となって御指導いただいております鳴門教育大学大学院の小倉教授にお願いすることになっております。更には、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園による講師派遣制度を活用することとしており、日程等の調整ができるようございましたら、県内の福祉圏域毎に研修等も開催できたらと考えております。

(会長)

ありがとうございます。何か御質問等ございませんでしょうか。

(委員)

相談があって派遣依頼、という形になっていますが、このサポートチームの中でだいたい何人行くのでしょうか、2人1組のような形で行って実際に話をするのでしょうか。

(事務局)

今年度と昨年度の状況で言いますと、まず鳴門教育大学に全体的に御指導いただいております。南部圏域で中心に実施いたしましたので、ひのみね医療療育センターを中心に、南部の現場の方、それからハナミズキ（徳島県発達障がい者総合支援センター）の職員ということで、その事例によって必要なメンバーを組みまして、時には教育関係者も出席しますし、先ほど申し上げましたように、御理解いただける場合には、当事者の保護者の方も交えてということで、内容によりまして多くの関係者が参加したり、ごく少数で実施したりということは、実際に御相談いただく方の御希望等を鑑みて編成しています。

(会長)

ありがとうございます。必要に応じて当事者の保護者の方も参加されるというのは大変大事なことだと思います。よろしくお願いします。

(委員)

今のお話に対し少し補足させていただきます。我々は地理的にハナミズキさんと近い関係にあって、南部Ⅰ圏域で、このことについて協力というか、ウインウインの関係にあるということで進捗しています。いろいろなケース、パターンに応じてということで、会を開催したから、ケース会議を開催したからといって、問題解決に至ったり明るい方向へ向かうかという点、なかなかそうでもないのですが、やはりこういう機会を持つことで、疲弊していくところを踏ん張れたり、モチベーションが上がったりつながっています。今回、南部Ⅰ圏域で始まったことが名西、板野に広まっていくということで、年1回ぐらい、そういった主催したものを集めて情報共有していただけたらと思います。それぞれ地域オリジナルというか、手探りでやっているところもあると思いますので、県下全域にこの事業を展開して、いい点や先行的にやっているところを引っ張ってきて、強度行動障がいに対するスキルを上げていくということに一役買っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(会長)

ありがとうございました。一緒に、いろいろと協働しながら進めてください。よろしくお願いします。

続いて、事務局から報告と提案があると聞いておりますので、お願いします。

<議事4 その他 ②その他>

- ・医療的ケアを要する重症心身障がい児等支援検討会議について
- ・地域自立支援協議会推進部会の体制について

※当日配付資料により報告

(事務局)

この度、徳島県医療的ケア児等支援センターを中心に医療的ケア児等とその御家族に対する支援体制の一層の充実を図り、効果的な運営を行うため、構成機関の一部改正を行うこととさせていた

できます。新たに得島県医療的ケア児等支援センターのほか、徳島県小児科医会、保健所長会、徳島県看護協会、名西郡障がい者基幹相談支援センターに加わっていただくこととしたいと思っております。なお、今年度の開催は3月26日を予定しております。

(事務局)

徳島県障がい者自立支援協議会につきましては、全体会議が平成19年度、その後、人材育成部会、地域自立支援協議会推進部会が設置されまして、平成28年度以降、それぞれの課題に関する検討会議が設置されている状況です。本日開催しておりますこの会議は全体会議でございまして、これは平成19年度設置以降、年1回の開催になっておりましたが、平成24年度に委員の方から、年1回開催では議論が進まないのではないかとという御意見をいただきまして、平成26年度以降は年2回開催をしているところです。ただ、この協議会自体が全体会議の議論の他に、課題を持った部会や検討会議での議論を深めるというスタイルになっており、また、今年度、県全体で会議のあり方の見直しを行っており、統廃合などについても検討しております。この協議会を廃止するとか、別の会議と統合するという話ではありませんが、それぞれの部会や検討会議は概ね12月までに開催しますので、その報告を含め、全体会議を原則年1回、12月から3月の間に開催することにしたいと考えております。もちろん、それぞれの検討会議で提言を取りまとめるというような全体会議に上げるべき重要な事項がある場合や、地域自立支援協議会推進部会で全体会議に上げるべき地域課題があるような場合には、別途全体会議を開催するという形に来年度から変えようと考えていますが、いかがでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。今、報告と提案のあった2つについて、御意見等あればお願いします。全体会議については、地域の課題をしっかりと共有できる仕組みをしっかりと作っていただいて、それを反映していただければ開催回数については提案のとおりでよろしいかと思います。委員の皆さんよろしいでしょうか。ありがとうございます。

【異議なし】

(会長)

本日の議事について、補足や追加はございませんでしょうか。

<議事4 その他 ②その他 >

- ・災害の支援体制について

(委員)

今日はちょうど3月11日ということで、災害派遣福祉チーム、DWA Tの件で、今の体制と現状について分かる範囲で教えていただければと思います。災害派遣福祉チームは、東日本大震災震災で体調悪化などによる災害関連死が相次いだことを教訓に、全ての都道府県に設置されております。介護や障害、保育などの人材で構成され、支援を必要とする方々の直接支援や相談に応じるほか、避難所での環境改善や運営面でのサポート等、幅広い活動を展開していると聞いています。徳島県も大災害時には広域応援を受けることが欠かせないと思いますが、他の都道府県からの応援受入れを想定しているとお聞きしておりますけれども、事前の準備が不十分なままでは、効果的な人員配置や円滑な活動に支障が出る恐れがあると思います。それで、各地から集計するチームをうまく差配する仕組みの整備や人材育成が重要な鍵になると思いますが、現状における県の取り組み、特に障がい分野において、どのような状況なのかということをお聞きできたらと思います。よろ

しくお願いします。

(事務局)

DWATについてですが、障がい福祉の分野では、施設の職員さんに登録していただいてその方を派遣するという仕組みができています。今回はその中からの派遣ではあったのですが、いざ徳島県が災害になった時にどう受援体制を整えるか、南部で南海トラフ巨大地震が起こった時には、まず西部が大丈夫であればそちらから受け入れるであるとか、県下全域に被害が出ている時には、他県からの支援者を受け入れるということになってこよいかとは思いますが、そこが非常に難しいところではあります。受援体制につきましては、これから検討していくということになっております。

(委員)

行政が主導で行うべき要素が非常に強いものだと思いますが、官民一体で取り組む必要性があるのではないかと強く感じているところです。障がい分野においては、御存じのとおり、地域支援、在宅福祉を主戦場とする徳島県相談支援専門員協会のメンバーが職能団体として機能しております。そこで、上部団体の日本相談支援専門員協会、通称NSKと言いますが、NSKはこの度能登半島地震でも既に支援、救援活動に入っています。被災地が北陸ということで、近県ブロック、東海であったりとか上信越であったりとか、近畿も含めてそういうエリアが応援体制を取っています。徳島は四国ですから、少し距離的なところもあり、二次的に応援要請が来るとは思うので準備体制を整えているところです。それらの活動支援に徳島県として行く、行政と連携した形で現地に行って、現状を知って持ち帰る。何を準備したらいいかという部分を持ち帰ってきて、それを徳島県で発災があった場合に活かしていく。徳島県相談支援専門員協会として事務局が構想を持っているので、そのあたり、県といかに協力して何ができるかっていうのを一緒にやっていく、これからは備えるという部分でそのあたりのことを参考にさせていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

(委員)

日本相談支援専門員協会は、発災後2月1日から現地に拠点を構えて、現地の石川県相談支援専門員協会と連携して、被災地の支援を相談支援の立場から実施しているところです。エリア的に近いということで、東海・北陸ブロックがその協力の先鋒を担って、各県の相談支援専門員協会の調整をしております。当初はそのエリアの方々を中心でした。現在は近畿ブロックと中国ブロックの岡山までやってくれないかということになっています。現地ではテレビには映らない、いろいろなものが見えてきたということを知っています。避難所で、しかるべきマネジメントをどうするのかという部分においては、いわゆる相談支援という窓口が大事だということが活動の中で見えてきたと思います。

また、活動を始める時に、活動の拠点になるということが案外抜け落ちている状況なので、その準備ができるということも非常に大事なことだと思いました。そういう視点でも、協力してくれる方、事業所さんですね。そういった社会資源のネットワーク化が必要かなと思います。県内には介護支援専門員協会や、老施協、身障協などいろいろな団体があって、応援のパイプをそれぞれ持っていると思います。その団体さんを通じて受援体制を構築するということが大事になると思います。これについては、徳島県は、協定などを介して、既に各種団体と体制を作っているのですから大丈夫だと思いますが、時間が経って、その体制をいかに有効に活用するかということについては検討が必要だと思います。また、そういった団体の中には、我々徳島県相談支援専門員協会には入っていなかったような気もします。入れてほしいという話ではありませんが、他にもいろいろな活動を始めているような当事者団体や関係機関、関係団体もあると思いますので、災害に備えるという一致

した目的に対して、そういった方々にもお声がけをして協力体制をチェックする、構築するといったことができれば、来るべき時に徳島県がしっかり対応できるのではないかと考えておりますので、御検討いただければと思います。

(会長)

ありがとうございました。石川県も準備はしていたと思いますが、なかなか機能が発揮できなかったということもありますので、今のお話を踏まえて、県の方でも、情報を収集し、御検討いただければと思います。本日の議事はこれで終了します。皆様、御協力、また、情報提供ありがとうございました。

以 上